

議案第55号

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年8月30日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）」を「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、同号イの次に次のように加える。

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、

当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を

育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改める。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合  
第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。



育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用



あつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をして

\_\_\_\_\_ 当該子の1歳6月  
\_\_\_\_\_ 到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする \_\_\_\_\_ 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする \_\_\_\_\_ 地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をして

いる場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあっては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該非常

いる場合

イ (略)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_とする。

勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(1) (略)

(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は前条\_\_\_\_\_の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの\_\_\_\_\_が、当該任期を\_\_\_\_\_更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日\_\_\_\_\_を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期\_\_\_\_\_の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日\_\_\_\_\_の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、

当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

議案第56号

甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年8月30日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

甲賀市福祉医療費助成条例（平成16年甲賀市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者

第3条第2項第1号ア中「健康保険法第74条第1項第2号」を「健康保険法第74条第1項第2号に規定する場合に該当するものとして同項」に改め、同号イ中「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号に規定する場合に該当するものとして同項」に改める。

### 付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

甲賀市福祉医療費助成条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ひとり暮らし高齢寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦のうち、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者であつて、次のいずれかに該当するもの(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。)をいう。</p> <p>ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から70歳に達する日の翌日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの間にある者</p> <p><u>イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から75歳に達する日までの間にある者</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ひとり暮らし高齢寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦のうち、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者であつて、次のいずれかに該当するもの(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。)をいう。</p> <p>ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から70歳に達する日の翌日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの間にある者</p> <p><u>イ 平成26年4月1日以後に70歳に達した者</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p>

(助成の範囲)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、ひとり暮らし高齢寡婦及び第2条第3号オに規定する者(以下「障害3級該当者」という。)に係る医療費の助成は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ひとり暮らし高齢寡婦に係る医療費は、前項の規定により算出した額から次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(以下「一部負担金相当額等」という。)を控除した額を福祉医療費として助成する。

ア 第2条第7号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合にあっては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 第2条第7号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) (略)

3～5 (略)

(助成の範囲)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、ひとり暮らし高齢寡婦及び第2条第3号オに規定する者(以下「障害3級該当者」という。)に係る医療費の助成は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ひとり暮らし高齢寡婦に係る医療費は、前項の規定により算出した額から次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(以下「一部負担金相当額等」という。)を控除した額を福祉医療費として助成する。

ア 第2条第7号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合にあっては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 第2条第7号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) (略)

3～5 (略)

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第57号

甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年8月30日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

甲賀市老人福祉医療費助成条例（平成16年甲賀市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者

第3条第1項第1号中「健康保険法第74条第1項第2号」を「健康保険法第74条第1項第2号に規定する場合に該当するものとして同項」に改め、同項第2号中「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号に規定する場合に該当するものとして同項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

甲賀市老人福祉医療費助成条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 低所得老人 地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するもの（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。）をいう。</p> <p>ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者</p> <p>イ <u>70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 助成対象者の疾病又は負傷について保険給付が行われた場合に</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 低所得老人 地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するもの（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。）をいう。</p> <p>ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者</p> <p>イ <u>平成26年4月1日以後に70歳に達した者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 助成対象者の疾病又は負傷について保険給付が行われた場合に</p>

において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該助成対象者に対し、その満たない額に相当する額（以下「被保険者等負担額」という。）から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「一部負担金相当額等」という。）を控除した額を老人福祉医療費として助成する。

(1) 前条第1号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあっては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) 前条第1号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号に規定する場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

2～5 (略)

において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該助成対象者に対し、その満たない額に相当する額（以下「被保険者等負担額」という。）から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「一部負担金相当額等」という。）を控除した額を老人福祉医療費として助成する。

(1) 前条第1号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号 の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあっては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

(2) 前条第1号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項 の規定の例により算定した一部負担金に相当する額及び指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

2～5 (略)

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第58号

甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年8月30日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例

甲賀市営住宅条例（平成16年甲賀市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第1 古城が丘団地の項を削る。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

甲賀市営住宅条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び設置場所) 第2条の2 市営住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。 別表第1 (第2条の2関係)		(名称及び設置場所) 第2条の2 市営住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。 別表第1 (第2条の2関係)	
名称	設置場所	名称	設置場所
(略)		(略)	
宇田団地	甲賀市水口町宇田	宇田団地	甲賀市水口町宇田
(略)		古城が丘団地	甲賀市水口町古城が丘
(略)		(略)	
付 則 <u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u>			



水口東中学・高等学校

城山中学校

団地場所

水口小学校

縮尺 1 : 5000

